厚生労働省
鳥取労働局　Press Release

鳥取労働局発表 令和７年１２月１９日（金） １４時　公表

令和７年12月19日
【照会先】
鳥取労働局職業安定部
職業対策課
課　　長　荻原　　晃
課長補佐　植田　彰夫
（電　話）0857(29)1708

鳥取県における65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況は100％

～令和７年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します～

鳥取労働局（局長　山下（やました）　禎博（よしひろ））では、このたび、令和７年「高年齢者雇用状況等報告」（６月１日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】※［　］は対前年差

Ⅰ　**65歳までの高年齢者雇用確保措置**　（６ページ表１、７ページ表３－１）

（実施状況）	全　体	1,105社（100％）	［＋0.2ポイント］
（規模別）	中小企業	1,060社（100％）	［＋0.2ポイント］
	大企業	45社（100％）	［±0ポイント］
（導入状況）	継続雇用制度の導入	62.0％	［▲2.3ポイント］
	定年の引上げ	34.1％	［＋2.6ポイント］

Ⅱ　**70歳までの高年齢者就業確保措置**　（８ページ表４－１）

（実施状況）	全　体	383社（34.7％）	［＋4.1ポイント］
（規模別）	中小企業	369社（34.8％）	［＋4.1ポイント］
	大企業	14社（31.1％）	［＋3.4ポイント］
（導入状況）	継続雇用制度の導入	27.4％	［＋4.2ポイント］

Ⅲ　**企業における定年制**　（９ページ表５）

（実施状況）	65歳以上定年企業（定年制廃止含む）	420社（38.0％）	［＋2.3ポイント］
（規模別）	中小企業	38.8％	［＋2.3ポイント］
	大企業	20.0％	［＋3.0ポイント］

＜集計対象＞
■　常時雇用する労働者が21人以上の企業1,105社
　　中小企業（21～300人規模）：1,060社
　　大企業　（301人以上規模）：45社

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を、65歳まで講じるよう事業主に義務付けています。

さらに、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置（創業支援等措置）のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じることを事業主の努力義務としています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業1,105社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和７年６月１日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

集計結果では、高年齢者雇用確保措置の導入企業は100％である一方、高年齢者就業確保措置の導入企業は34.7％に留まっています。

今後も、生涯現役社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、これらの措置を実施していない企業に対して、鳥取労働局、県内の各ハローワークによる必要な指導及び助言を実施していくとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部の70歳雇用推進プランナーと連携して、高年齢者就業確保措置の制度周知と導入促進に努めていきます。

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況　（6ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」注1という。）を実施済みの企業は、報告した企業全体で1,105社（100%）[0.2ポイント増加] で、中小企業では100% [0.2ポイント増加]、大企業では100%注2 [変動なし] であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入※

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。なお、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能（経過措置）。基準を適用できる年齢については、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう段階的に引き上げられ、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにおける基準を適用できる年齢は64歳であった。なお、本経過措置は令和7年3月31日をもって終了した。

注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%または100%となる数値については、小数点第2位以下を切り上げもしくは切り捨てとしている数値がある。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳　（7ページ表3－1）

雇用確保措置を実施済みと報告した全企業について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制度の見直し（下記①、②）よりも、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで雇用確保措置を講じている企業が多かった。

① 定年制の廃止は43社（3.9%）[0.4ポイント減少]
② 定年の引上げは377社（34.1%）[2.6ポイント増加]
③ 継続雇用制度の導入は685社（62.0%）[2.3ポイント減少]

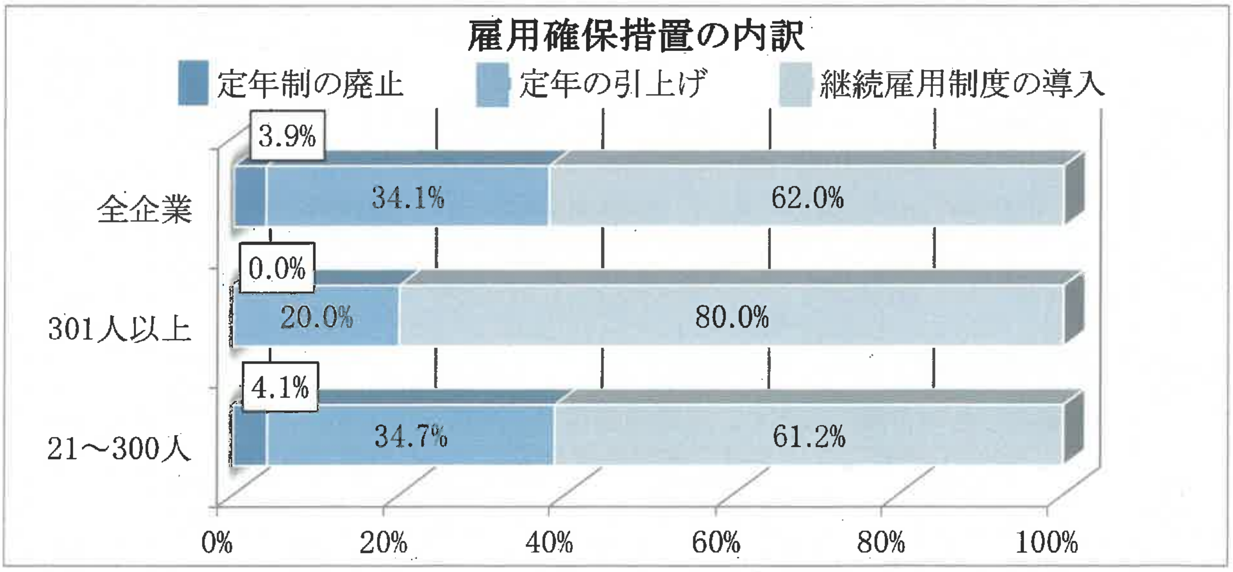

（参考）経過措置適用企業における令和６年６月１日から令和７年３月31日までの
基準適用年齢到達者の状況　（９ページ表６）

上記１(1)の注１に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準があった企業において、令和６年６月１日から令和７年３月31日までに、基準を適用できる年齢（64歳）に到達した者は、96人であった。このうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は91.7％［1.5ポイント減少］、継続雇用の更新を希望しなかった者は7.3％［0.5ポイント増加］、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は1.0％［1.0ポイント増加］であった。

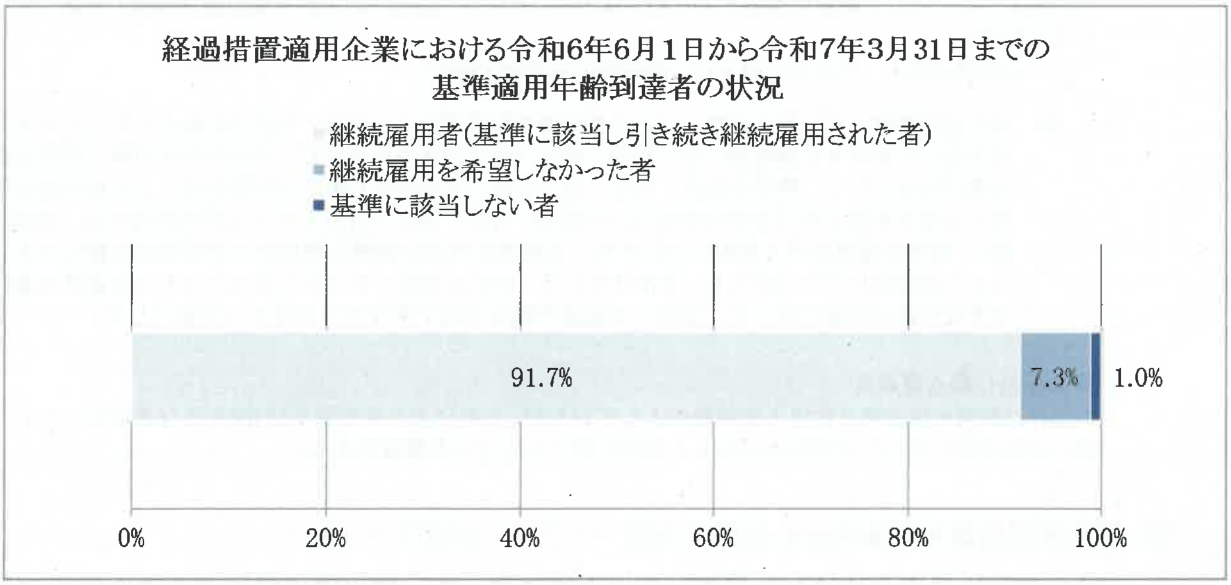

２　70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況　（８ページ表４－１）

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

報告した全企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」注3という。）を実施済みの企業は383社（34.7％）［4.1ポイント増加］で、中小企業では34.8％［4.1ポイント増加］、大企業では31.1％［3.4ポイント増加］であった。

注３　就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の２に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業機会を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

報告した全企業について、就業確保措置の措置内容別に見ると、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで就業確保措置を講じている企業が最も多かった。

①　定年制の廃止は43社（3.9％）［0.4ポイント減少］
②　定年の引上げは37社（3.3％）［0.2ポイント増加］
③　継続雇用制度の導入は303社（27.4％）［4.2ポイント増加］
④　創業支援等措置注4の導入は0社（0.0％）［変動なし］

注４ 創業支援等措置
注３の就業確保に係る措置のうち、④継続的に業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。

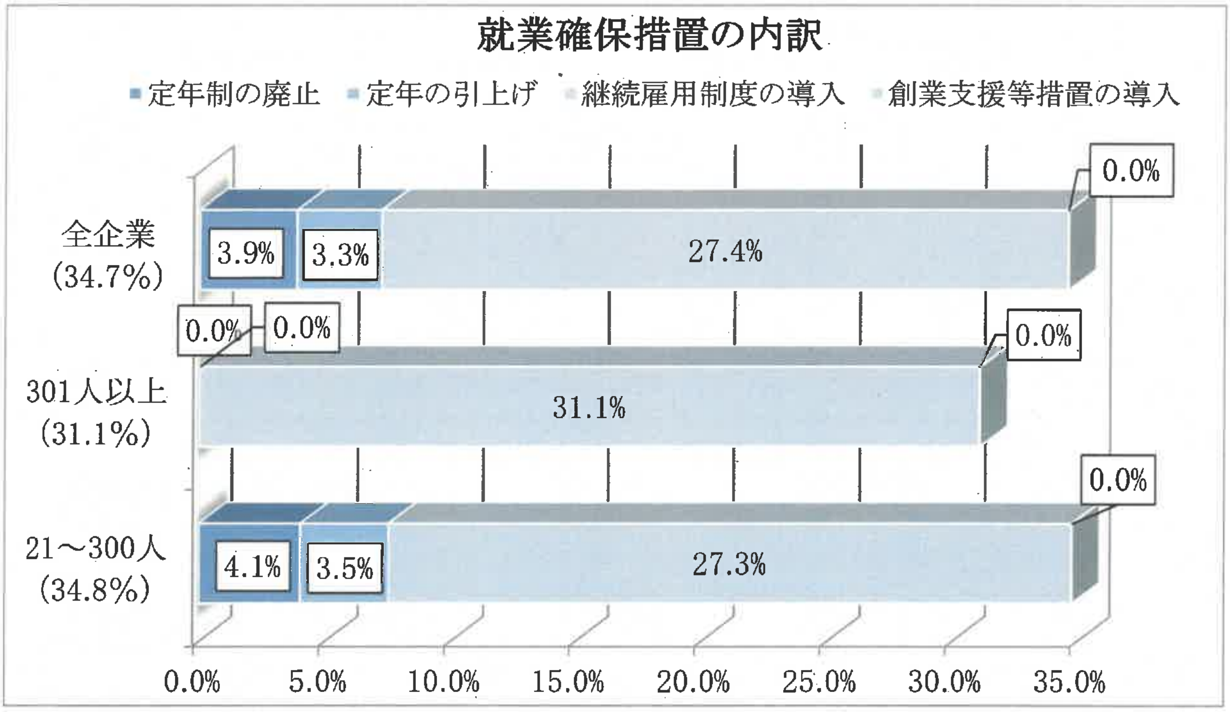

3 企業における定年制の状況（９ページ表５）

報告した企業全体の定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- 定年制を廃止している企業は43社（3.9％）［0.4ポイント減少］
- 定年を60歳とする企業は638社（57.7％）［2.5ポイント減少］
- 定年を61～64歳とする企業は47社（4.3％）［0.2ポイント増加］
- 定年を65歳とする企業は311社（28.1％）［2.5ポイント増加］
- 定年を66～69歳とする企業は29社（2.6％）［0.1ポイント減少］
- 定年を70歳以上とする企業は37社（3.3％）［0.2ポイント増加］

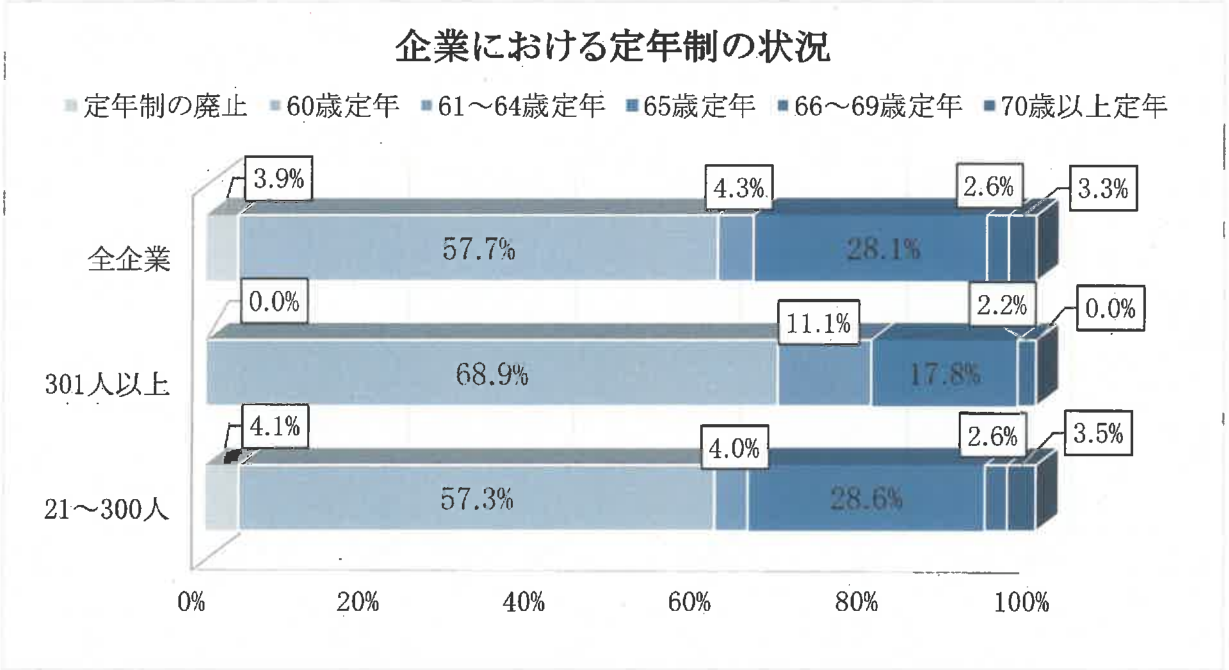

表1　雇用確保措置の実施状況

（社、%）

	①実施済み		②未実施		合計（①＋②）	
21人以上総計	1,105	(1,122)	0	(2)	1,105	(1,124)
	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	801	(799)	0	(2)	801	(801)
	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
21～300人	1,060	(1,075)	0	(2)	1,060	(1,077)
	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
21～30人	304	(323)	0	(0)	304	(323)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31～300人	756	(752)	0	(2)	756	(754)
	100.0%	(99.7%)	0.0%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	45	(47)	0	(0)	45	(47)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※（　）内は、令和6年6月1日現在の数値。以下、各表において同様。
※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが合計と一致しない場合がある。以下、各表において同様。

表2　雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

（%）

		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
規模別	合　計	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)
	21～30人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	31～50人	100.0%	(99.7%)	0.0%	(0.3%)
	51～100人	100.0%	(99.6%)	0.0%	(0.4%)
	101～300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	301～500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	501～1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)

		①実施済企業割合				②未実施企業割合			
		21人以上		31人以上		21人以上		31人以上	
産業別	合　計	100.0%	(99.8%)	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)	0.0%	(0.2%)
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	製造業	100.0%	(99.5%)	100.0%	(99.4%)	0.0%	(0.5%)	0.0%	(0.6%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	100.0%	(98.3%)	100.0%	(97.5%)	0.0%	(1.7%)	0.0%	(2.5%)
	卸売業、小売業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業（他に分類されないもの）	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	その他	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※ 0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表3－1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

（社、%）

	①定年制の廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		合計（①＋②＋③）	
21人以上総計	43	(48)	377	(353)	685	(721)	1,105	(1,122)
	3.9%	(4.3%)	34.1%	(31.5%)	62.0%	(64.3%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	21	(27)	261	(234)	519	(538)	801	(799)
	2.6%	(3.4%)	32.6%	(29.3%)	64.8%	(67.3%)	100.0%	(100.0%)
21～300人	43	(48)	368	(345)	649	(682)	1,060	(1,075)
	4.1%	(4.5%)	34.7%	(32.1%)	61.2%	(63.4%)	100.0%	(100.0%)
21～30人	22	(21)	116	(119)	166	(183)	304	(323)
	7.2%	(6.5%)	38.2%	(36.8%)	54.6%	(56.7%)	100.0%	(100.0%)
31～300人	21	(27)	252	(226)	483	(499)	756	(752)
	2.8%	(3.6%)	33.3%	(30.1%)	63.9%	(66.4%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	0	(0)	9	(8)	36	(39)	45	(47)
	0.0%	(0.0%)	20.0%	(17.0%)	80.0%	(83.0%)	100.0%	(100.0%)

※「合計」のうち企業数は、表1の「①実施済み」に対応している。
※「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3－2 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

（社、%）

	① 自社のみ		自社以外の継続雇用先がある企業 ② 自社、子会社等		③ 自社、関連会社等		④ 自社、子会社等、関連会社等		⑤ 子会社等		⑥ 子会社等、関連会社等		⑦ 関連会社等		小計 (②～⑦)		合計 (①～⑦)	
21人以上総計	667	(700)	11	(10)	5	(7)	1	(3)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	18	(21)	685	(721)
	97.4%	(97.1%)	1.6%	(1.4%)	0.7%	(1.0%)	0.1%	(0.4%)	0.1%	(0.1%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	2.6%	(2.9%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	502	(519)	11	(10)	4	(5)	1	(3)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	17	(19)	519	(538)
	96.7%	(96.5%)	2.1%	(1.9%)	0.8%	(0.9%)	0.2%	(0.6%)	0.2%	(0.2%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	3.3%	(3.5%)	100.0%	(100.0%)
21～300人	633	(665)	10	(9)	4	(6)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	16	(17)	649	(682)
	97.5%	(97.5%)	1.5%	(1.3%)	0.6%	(0.9%)	0.2%	(0.1%)	0.2%	(0.1%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	2.5%	(2.5%)	100.0%	(100.0%)
21～30人	165	(181)	0	(0)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(2)	166	(183)
	99.4%	(98.9%)	0.0%	(0.0%)	0.6%	(1.1%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.6%	(1.1%)	100.0%	(100.0%)
31～300人	468	(484)	10	(9)	3	(4)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	15	(15)	483	(499)
	96.9%	(97.0%)	2.1%	(1.8%)	0.6%	(0.8%)	0.2%	(0.2%)	0.2%	(0.2%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	3.1%	(3.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	34	(35)	1	(1)	1	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(4)	36	(39)
	94.4%	(89.7%)	2.8%	(2.6%)	2.8%	(2.6%)	0.0%	(5.1%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	5.6%	(10.3%)	100.0%	(100.0%)

※「合計」のうち企業数は、表3－1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4－1　70歳までの就業確保措置の実施状況

（社、%）

	①70歳までの就業確保措置実施済み										②未実施		合計（①+②）	
			定年制の廃止		定年の引上げ		継続雇用制度の導入		創業支援等措置の導入					
21人以上総計	383	(344)	43	(48)	37	(35)	303	(261)	0	(0)	722	(780)	1,105	(1,124)
	34.7%	(30.6%)	3.9%	(4.3%)	3.3%	(3.1%)	27.4%	(23.2%)	0.0%	(0.0%)	65.3%	(69.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	257	(220)	21	(27)	21	(19)	215	(174)	0	(0)	544	(581)	801	(801)
	32.1%	(27.5%)	2.6%	(3.4%)	2.6%	(2.4%)	26.8%	(21.7%)	0.0%	(0.0%)	67.9%	(72.5%)	100.0%	(100.0%)
21～300人	369	(331)	43	(48)	37	(35)	289	(248)	0	(0)	691	(746)	1,060	(1,077)
	34.8%	(30.7%)	4.1%	(4.5%)	3.5%	(3.2%)	27.3%	(23.0%)	0.0%	(0.0%)	65.2%	(69.3%)	100.0%	(100.0%)
21～30人	126	(124)	22	(21)	16	(16)	88	(87)	0	(0)	178	(199)	304	(323)
	41.4%	(38.4%)	7.2%	(6.5%)	5.3%	(5.0%)	28.9%	(26.9%)	0.0%	(0.0%)	58.6%	(61.6%)	100.0%	(100.0%)
31～300人	243	(207)	21	(27)	21	(19)	201	(161)	0	(0)	513	(547)	756	(754)
	32.1%	(27.5%)	2.8%	(3.6%)	2.8%	(2.5%)	26.6%	(21.4%)	0.0%	(0.0%)	67.9%	(72.5%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	14	(13)	0	(0)	0	(0)	14	(13)	0	(0)	31	(34)	45	(47)
	31.1%	(27.7%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	31.1%	(27.7%)	0.0%	(0.0%)	68.9%	(72.3%)	100.0%	(100.0%)

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21～300人」及び「21～30人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表4－2　70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

（%）

		①実施済企業割合				②未実施企業割合			
規模別	合　計	34.7%	(30.6%)			65.3%	(69.4%)		
	21～30人	41.4%	(38.4%)			58.6%	(61.6%)		
	31～50人	35.9%	(32.9%)			64.1%	(67.1%)		
	51～100人	32.4%	(27.2%)			67.6%	(72.8%)		
	101～300人	24.6%	(17.9%)			75.4%	(82.1%)		
	301～500人	28.6%	(29.2%)			71.4%	(70.8%)		
	501～1,000人	40.0%	(33.3%)			60.0%	(66.7%)		
	1,001人以上	0.0%	(0.0%)			100.0%	(100.0%)		
産業別		21人以上		31人以上		21人以上		31人以上	
	合　計	34.7%	(30.6%)	32.1%	(27.5%)	65.3%	(69.4%)	67.9%	(72.5%)
	農、林、漁業	25.0%	(30.8%)	37.5%	(22.2%)	75.0%	(69.2%)	62.5%	(77.8%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	46.2%	(47.9%)	45.5%	(41.5%)	53.8%	(52.1%)	54.5%	(58.5%)
	製造業	29.1%	(26.4%)	23.2%	(22.0%)	70.9%	(73.6%)	76.8%	(78.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	25.0%	(25.0%)	33.3%	(33.3%)	75.0%	(75.0%)	66.7%	(66.7%)
	情報通信業	34.8%	(29.2%)	40.0%	(33.3%)	65.2%	(70.8%)	60.0%	(66.7%)
	運輸、郵便業	40.0%	(29.3%)	32.5%	(30.0%)	60.0%	(70.7%)	67.5%	(70.0%)
	卸売業、小売業	27.6%	(21.1%)	27.1%	(18.9%)	72.4%	(78.9%)	72.9%	(81.1%)
	金融業、保険業	10.0%	(10.0%)	10.0%	(10.0%)	90.0%	(90.0%)	90.0%	(90.0%)
	不動産業、物品賃貸業	43.8%	(47.4%)	50.0%	(54.5%)	56.3%	(52.6%)	50.0%	(45.5%)
	学術研究、専門・技術サービス業	31.4%	(19.4%)	28.6%	(10.0%)	68.6%	(80.6%)	71.4%	(90.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	42.9%	(36.2%)	34.3%	(32.4%)	57.1%	(63.8%)	65.7%	(67.6%)
	生活関連サービス業、娯楽業	18.8%	(28.1%)	17.4%	(26.1%)	81.3%	(71.9%)	82.6%	(73.9%)
	教育、学習支援業	34.3%	(24.2%)	34.6%	(28.6%)	65.7%	(75.8%)	65.4%	(71.4%)
	医療、福祉	38.1%	(34.3%)	38.1%	(32.7%)	61.9%	(65.7%)	61.9%	(67.3%)
	複合サービス事業	30.0%	(30.0%)	33.3%	(30.0%)	70.0%	(70.0%)	66.7%	(70.0%)
	サービス業（他に分類されないもの）	40.9%	(34.4%)	38.1%	(31.0%)	59.1%	(65.6%)	61.9%	(69.0%)
	その他	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※ 0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表5　企業における定年制の状況

（社、%）

	定年制の廃止	定年制あり						65歳以上定年合計（定年制の廃止を含む）	報告した全ての企業
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上総計	43 (48)	0 (0)	638 (677)	47 (46)	311 (288)	29 (30)	37 (35)	420 (401)	1,105 (1,124)
	3.9% (4.3%)	0.0% (0.0%)	57.7% (60.2%)	4.3% (4.1%)	28.1% (25.6%)	2.6% (2.7%)	3.3% (3.1%)	38.0% (35.7%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	21 (27)	0 (0)	479 (498)	40 (42)	219 (195)	21 (20)	21 (19)	282 (261)	801 (801)
	2.6% (3.4%)	0.0% (0.0%)	59.8% (62.2%)	5.0% (5.2%)	27.3% (24.3%)	2.6% (2.5%)	2.6% (2.4%)	35.2% (32.6%)	100.0% (100.0%)
21～300人	43 (48)	0 (0)	607 (644)	42 (40)	303 (281)	28 (29)	37 (35)	411 (393)	1,060 (1,077)
	4.1% (4.5%)	0.0% (0.0%)	57.3% (59.8%)	4.0% (3.7%)	28.6% (26.1%)	2.6% (2.7%)	3.5% (3.2%)	38.8% (36.5%)	100.0% (100.0%)
21～30人	22 (21)	0 (0)	159 (179)	7 (4)	92 (93)	8 (10)	16 (16)	138 (140)	304 (323)
	7.2% (6.5%)	0.0% (0.0%)	52.3% (55.4%)	2.3% (1.2%)	30.3% (28.8%)	2.6% (3.1%)	5.3% (5.0%)	45.4% (43.3%)	100.0% (100.0%)
31～300人	21 (27)	0 (0)	448 (465)	35 (36)	211 (188)	20 (19)	21 (19)	273 (253)	756 (754)
	2.8% (3.6%)	0.0% (0.0%)	59.3% (61.7%)	4.6% (4.8%)	27.9% (24.9%)	2.6% (2.5%)	2.8% (2.5%)	36.1% (33.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	0 (0)	31 (33)	5 (6)	8 (7)	1 (1)	0 (0)	9 (8)	45 (47)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	68.9% (70.2%)	11.1% (12.8%)	17.8% (14.9%)	2.2% (2.1%)	0.0% (0.0%)	20.0% (17.0%)	100.0% (100.0%)

※「65歳以上定年」の企業数は、表3－1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。
※「報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。

表6　経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの基準適用年齢到達者の状況

	企業数（社）	基準を適用できる年齢に到達した者の総数（人）	継続雇用終了者数（継続雇用の更新を希望しない者）			継続雇用者数（基準に該当し引き続き継続雇用された者）			継続雇用終了者数（基準に該当しない者）		
経過措置適用企業で基準適用年齢到達者(64歳)がいた企業	37	96	7	7.3%	(6.8%)	88	91.7%	(93.2%)	1	1.0%	(0.0%)
うち女性	19	33	0	0.0%	(6.9%)	33	100.0%	(93.1%)	0	0.0%	(0.0%)

※ 本集計は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに経過措置を適用していた企業において基準適用年齢（64歳）に到達した者について集計している。

表7 都道府県別の状況

（社、%）

	報告した全ての企業		雇用確保措置実施済企業割合		70歳までの就業確保措置実施済企業割合	
北海道	9,403	(9,329)	99.9%	(99.9%)	41.6%	(38.9%)
青森	2,449	(2,533)	99.8%	(100.0%)	44.8%	(41.2%)
岩手	2,436	(2,482)	99.8%	(100.0%)	45.0%	(42.2%)
宮城	3,793	(3,748)	99.5%	(99.9%)	40.8%	(38.4%)
秋田	1,970	(2,024)	100.0%	(100.0%)	39.7%	(34.9%)
山形	2,226	(2,277)	100.0%	(100.0%)	40.4%	(36.2%)
福島	3,562	(3,599)	99.8%	(99.9%)	41.4%	(37.3%)
茨城	4,150	(4,258)	99.9%	(99.9%)	41.3%	(37.6%)
栃木	3,398	(3,389)	99.9%	(99.9%)	39.8%	(35.2%)
群馬	4,043	(4,072)	100.0%	(100.0%)	35.7%	(34.0%)
埼玉	8,626	(8,523)	99.9%	(99.9%)	38.9%	(36.7%)
千葉	7,046	(6,922)	100.0%	(99.9%)	41.6%	(38.5%)
東京	42,325	(41,365)	99.9%	(99.9%)	27.8%	(25.2%)
神奈川	11,258	(11,145)	99.9%	(99.9%)	32.2%	(29.9%)
新潟	4,490	(4,568)	99.8%	(100.0%)	31.0%	(28.1%)
富山	2,434	(2,453)	100.0%	(100.0%)	29.4%	(26.0%)
石川	2,538	(2,556)	99.8%	(99.9%)	34.1%	(31.7%)
福井	1,877	(1,851)	99.9%	(100.0%)	39.0%	(34.3%)
山梨	1,552	(1,541)	99.8%	(99.7%)	32.5%	(30.0%)
長野	4,107	(4,010)	99.9%	(99.9%)	39.4%	(36.2%)
岐阜	4,022	(4,037)	100.0%	(100.0%)	38.8%	(35.9%)
静岡	7,016	(7,113)	99.8%	(99.8%)	34.9%	(32.6%)
愛知	14,324	(14,164)	100.0%	(100.0%)	35.5%	(32.6%)
三重	3,121	(3,150)	100.0%	(100.0%)	39.4%	(36.0%)
滋賀	2,203	(2,205)	99.6%	(99.9%)	35.0%	(31.9%)
京都	4,525	(4,530)	99.8%	(99.9%)	29.4%	(26.3%)
大阪	18,836	(18,753)	99.9%	(99.9%)	30.7%	(28.1%)
兵庫	8,051	(7,993)	99.8%	(99.8%)	31.1%	(28.8%)
奈良	1,625	(1,623)	100.0%	(100.0%)	36.9%	(36.9%)
和歌山	1,604	(1,644)	100.0%	(99.7%)	34.1%	(31.4%)
鳥取	1,105	(1,124)	100.0%	(99.8%)	34.7%	(30.6%)
島根	1,401	(1,414)	99.8%	(99.9%)	47.0%	(44.6%)
岡山	3,617	(3,581)	99.9%	(99.9%)	38.2%	(34.2%)
広島	5,370	(5,468)	99.5%	(99.9%)	32.2%	(29.1%)
山口	2,424	(2,432)	99.9%	(100.0%)	35.9%	(32.2%)
徳島	1,217	(1,246)	100.0%	(100.0%)	38.9%	(35.6%)
香川	2,028	(2,081)	99.9%	(100.0%)	40.6%	(37.6%)
愛媛	2,642	(2,653)	99.6%	(99.9%)	36.8%	(32.9%)
高知	1,370	(1,377)	99.5%	(100.0%)	34.8%	(31.5%)
福岡	9,573	(9,611)	99.9%	(99.9%)	35.4%	(32.5%)
佐賀	1,682	(1,694)	99.3%	(99.9%)	40.8%	(39.0%)
長崎	2,566	(2,604)	99.4%	(99.8%)	32.6%	(28.3%)
熊本	3,336	(3,331)	99.4%	(99.9%)	34.8%	(31.0%)
大分	2,229	(2,259)	100.0%	(100.0%)	45.7%	(41.8%)
宮崎	2,209	(2,240)	99.9%	(99.9%)	39.0%	(35.3%)
鹿児島	3,022	(3,108)	99.8%	(99.9%)	44.3%	(39.9%)
沖縄	2,938	(2,972)	99.5%	(99.7%)	33.8%	(29.2%)
全国計	237,739	(237,052)	99.9%	(99.9%)	34.8%	(31.9%)

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。
※「70歳までの就業確保措置実施済企業割合」は表4−1の「①70歳までの就業確保措置実施済み」に対応している。